

2007年2月22日

東京大学大学院法学政治学研究科
株式会社みずほフィナンシャルグループ

各位

みずほフィナンシャルグループによる東京大学大学院法学政治学研究科への
寄付講座の設置について

- 1 国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科（研究科長 高橋宏志）と、株式会社みずほフィナンシャルグループ（取締役社長 前田晃伸）は、金融分野における法学教育を学部レベルで行うことが重要であるとの共通認識の下、みずほフィナンシャルグループによる寄付講座「金融法」を平成19年度より5年間設置することで合意致しました。
- 2 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部では、法学部の学生を対象とした高度の法学・政治学教育の充実を図るため、さまざまな工夫をまいりました。そのなかで、実社会での先端実務を踏まえた教育・研究を展開することが重要であると考えています。今般の寄付講座設置を通じ、法学部における教育の充実とわが国の法学の一層の発展を図ってまいります。
- 3 みずほフィナンシャルグループは、我が国を代表する総合金融グループとしてCSR（企業の社会的責任）への取り組みの一環に「金融教育の支援」を掲げる中、東京大学法学部における講義において当グループの金融実務知識を提供することで、我が国の金融に関する法学教育・研究活動の増進、将来を担う人材の育成に貢献してまいります。
「みずほフィナンシャルグループ寄付講座『金融法』」には、金融実務に通じたみずほフィナンシャルグループの実務担当者も派遣して金融に関する法学教育を支援いたします。
- 4 みずほフィナンシャルグループは、寄付講座の設置を契機に、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部と連携し、わが国の法学の発展に協力を行ってまいります。

以上